平成２７年（フ）第３４１号
北九州市小倉南区徳力団地60番204号
債務者　橋本　清貴
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３４２号
北九州市小倉南区徳力団地60番204号
債務者　橋本　朱實
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１３号
宮崎市神宮２丁目２番85号　神宮シティハイツW102号
債務者　猪俣美奈子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１４号
宮崎市大字本郷北方4486番地90　津和田コーポ101号
債務者　鈴木　芳郎
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３４号
青森市大字八ツ役字芦谷232番地６　第２桜荘203号
債務者　木村　久志
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
北九州市小倉北区井堀２丁目４番８号
債務者　福田　秀男
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７６３号
名古屋市守山区森孝２丁目225番地　第三フジタクシー猪子石社宅208号
債務者　村中　英治
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８８号
愛知県半田市大池町１丁目47番地ツインハイムエクセルＡ棟106号
債務者　三浦　幸一
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０８号
名古屋市名東区香坂113番地　香坂ＹＮ　Ａ１号
債務者　福山　　実
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３０号
愛知県小牧市中央１丁目456番地　ウォンキー91　306号
債務者　出海　正章
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９号
青森県青森市浪岡大字北中野字上沢田146番地
債務者　石岡　征子（旧姓常田）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１４号
松江市東津田町1874番地１　サニーコ・アＣ201号
債務者　菅田　貴幸
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９２号
北九州市小倉南区朽網西６丁目17番３号
債務者　馬場　保則
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１００号
大阪府泉南市樽井２丁目19番29号ラ・フォンテーヌＣ201号、前住所大阪府豊中市蛍池西町２丁目３番３－303号
破産者　樫尾　邦彦
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
大阪府和泉市伯太町３丁目13番233号
破産者　岸田こずえ
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
大阪府高石市東羽衣７丁目３番45―106号
破産者　梅山　宜孝
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
札幌市東区北34条東１丁目２番31号　マンション茂木303号
破産者　上原　　晃
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部